

建築名称 消防計画

## (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、( **建物名称** )の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この計画は、( **建物名称** )に勤務(居住)し、又は出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理業務に従事する者(委託を受けて当該業務に従事する者を含む。)は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

## (委託状況等)

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名および住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式1のとおりとする。

## (管理権原者の責任等)

第4条 管理権原者は、( **建物名称** )の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 5 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施しなければならない。

## (防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者( **氏名又は役職名** )は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築施設等の自主検査の実施及び監督
- (5) 防火対象物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (6) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (7) 火気使用設備・器具及び喫煙等の火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 火元責任者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、次に掲げる業務について消防機関への届出及び報告をしなければならない。

- (1) 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき。
- (2) 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施したとき。
- (3) その他消防法令により義務付けられている届出

2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防機関への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
- (2) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
- (3) その他防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第7条 管理権原者は、前条により届出又は報告した書類の写し及び防火管理業務に必要な図書等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管しなければならない。

(火元責任者の選任及び業務)

第8条 日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を下表のとおり定め、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気管理、従業員等の指導及び監督に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火管理者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

火元責任者の担当区域

防火管理者	担当区域	火元責任者
氏 名	1階	氏名もしくは役職名
	2階	氏名もしくは役職名
	3階	氏名もしくは役職名

防火管理者

- ・当該施設の防火管理業務の総括責任者
- ・火元責任者に対し指導監督を行う

火元責任者

- ・当該施設の担当区域の責任者
- ・防火管理者へ担当区域の火災予防事項等を報告する

(建築施設等の自主点検)

第9条 建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等について、「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

建築施設等自主点検

点 検 対 象	点 検 時 期		担 当 者
防 火 管 理 等	月	月	氏名もしくは役職名

火気、火気の使用制限、 危険物施設	月	月	氏名もしくは役職名
少量危険物	月	月	氏名もしくは役職名
指定可燃物	月	月	氏名もしくは役職名

(消防用設備等の自主点検)

第10条 防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

消防用設備等自主点検

点検対象	点検時期		担当者
消火設備	月	月	氏名もしくは役職名
警報設備	月	月	氏名もしくは役職名
避難設備	月	月	氏名もしくは役職名
消防活動上必要な施設、 その他	月	月	氏名もしくは役職名

(防火対象物及び消防用設備等の法定点検)

第11条 管理権原者は、その防火対象物における防火管理上必要な事項及び設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

2 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等を点検するときには立会わなければならない。

防火対象物点検資格者に行わせる法定点検

防火対象物定期点検	点検時期	
	月	

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検

消防用設備等	点検時期		
	機器点検		総合点検
消火器	月	月	月
スプリンクラー設備	月	月	
自動火災報知設備	月	月	
非常警報設備	月	月	
誘導灯	月	月	

(点検結果の記録及び報告)

- 第12条 建築施設、防火対象物及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を記録し、防火管理維持台帳に保管しなければならない。
- 2 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は、管理権原者に報告しなければならない。
- 3 管理権原者は、防火対象物の法定点検の結果を（ ）年に1回、消防用設備等の法定点検の結果を（ ）年に1回、消防機関に報告しなければならない。

(不備・欠陥等の整備及び報告)

- 第13条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

(火気等の使用時の遵守事項)

- 第14条 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用すること。
  - (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をしてから使用すること。
  - (3) 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物等を置かないこと。
  - (4) 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず点検を行い、安全を確認すること。
  - (5) 禁煙場所では、喫煙しないこと。
  - (6) 終業時には、灰皿を指定された安全な場所に集めること。

(臨時の火気使用等)

- 第15条 次に掲げる事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。
- (1) 指定された場所以外で臨時に火気を使用するとき
  - (2) 各種の火気使用設備・器具を設置又は変更するとき
  - (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
  - (4) 危険物の貯蔵、取扱い又は種類、数量等を変更するとき
  - (5) 改装又は模様替等の工事を行うとき
  - (6) その他防火管理上必要な事項

(施設に対する遵守事項)

- 第16条 従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設
    - ア 避難の障害となる設備を設けたり、又は物品を置かないこと。
    - イ 床面は避難の際に、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
    - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
  - (2) 火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設
    - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を

置かないこと。

イ 防火戸等に近接して延焼拡大の要因となる可燃性の物品を置かないこと。

(工事中の安全対策)

第17条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたて、また、次に掲げる事項の工事を行うときは「工事中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

(1) 増築等で建築基準法に基づき、特定行政庁に仮使用申請をしたとき。

(2) 消防用設備等の増設又は改修工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。

2 防火管理者は、工事関係者に対して次に掲げる事項を周知し、遵守させなければならない。

(1) 溶接その他の火気を使用して工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示をうけること。

(2) 火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる態勢をとること。

(3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等の火気を使用しないこと。

(4) 危険物等を持ちこむ場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。

(5) 工事区域内の作業場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告させること。

(自衛消防隊の編成及び任務)

第18条 ( 氏名又は役職名 ) を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を下表のとおり編成する。

自衛消防隊の編成及び任務

自衛消防隊長	担当	担当者	任務内容
1 自衛消防隊長は、必要に応じて、指揮命令を行う。 2 消防隊との密接な連携を図る。 3 避難誘導の把握を行う。	通報連絡	氏名もしくは役職名	1 非常ベル又は大声等で火災の発生を知らせる。 2 119番通報を行う。 3 消防隊への情報提供及び関係者への連絡を行う。
	初期消火	氏名もしくは役職名	消火器、水バケツ等を活用し、初期消火を行う。(天井に燃え移ったら初期消火を中止し、避難する。)
	避難誘導	氏名もしくは役職名	1 避難口を開放し、避難誘導にあたる。 2 避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に努め、階段を優先して活用する。

	応急 救護	氏名もしくは役職名	1 負傷者の応急手当を行う。 2 救急隊員との連携、情報の提供を行う。負傷者の氏名、負傷の程度を確認し、記録する。
--	----------	-----------	--

## (地震対策)

第19条 地震時の災害の予防及び地震直後の活動は次に掲げる事項を行わなければならない。

## (1) 地震時の予防措置

- ア 第8条の「火元責任者の選任及び業務」、第9条の「自主点検」による他、工作物及び物品が避難経路に落下して、避難等に支障が生じないように日常の十分な確認
- イ 火気使用設備・器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、自動停止装置等の作動状況の確認
- ウ 非常持出品の準備及び確認

## (2) 地震直後の活動

- ア 第18条の「自衛消防隊の編成及び任務」による活動
- イ 火気使用設備・器具の使用停止及び出火防止措置
- ウ 避難にあつては、一時集合場所（ ）に集結し、人員確認後、全員で避難場所（ ）へ避難

## (防災教育の実施時期等)

第20条 防火管理者が行う防災教育の対象者、時期及び回数は、下表のとおりとする。

防災教育の実施時期等

対象者	時期	実施回数
新入社員	採用時	採用時1回
正社員	( )月、( )月	年2回
	朝礼時	必要の都度
派遣社員	採用時等	採用時1回その他必要の都度
	朝礼時	必要の都度
アルバイト パート	採用時等	採用時1回その他必要の都度
	就業時	必要の都度

## (防災教育の内容)

第21条 防災教育の内容は、概ね次に掲げる項目とする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が遵守すべき事項について
- (3) 火災及び地震等の災害が発生したときの対応について

- (4) 過去の火災事例等の検討及び火災発生原因の傾向について
- (5) 消防用設備等の種類と役割及び日常における管理上の留意事項について
- (6) 防火・避難施設の種類と役割及び日常における管理上の留意事項について
- (7) 火気使用設備・器具の種類ごとの日常における管理上の留意事項について
- (8) 喫煙の管理について
- (9) 放火防止対策について
- (10) その他火災予防上必要な事項について

(講演会等)

第22条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研修会等に積極的に参加しなければならない

(ポスター、パンフレット等の掲示)

第23条 防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示するとともに、防災教育を実施するときに配布し防火思想の普及を図らなければならない。

(訓練の実施時期)

第24条 防火管理者は、下表により訓練を行わなければならない。

訓練の実施時期

訓練種別	訓練内容		実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練		月
			月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	対象物の区域	月
			月
基礎訓練	屋内消火栓操法、消防活動に使用する設備・器具等の取扱い訓練		随時
図上訓練	机上で行う訓練		

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。